



宮古市再生可能エネルギービジョン

令和2年9月策定

概要版



策定にあたって

再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず環境への負荷の少ないエネルギーであり、太陽や風、水力、森林といった自然の力をエネルギーとして利用するものです。

地域に豊富に存在する再生可能エネルギー資源の積極的な活用が「脱炭素化」に貢献するとともに、地域経済活性化の柱となりうることはもちろんのこと、耐災害性の向上にもつながることから、その利用と普及の方向性を示す「宮古市再生可能エネルギービジョン」を策定しました。

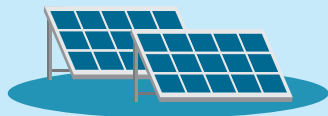


再生可能エネルギーとは

◎太陽エネルギー

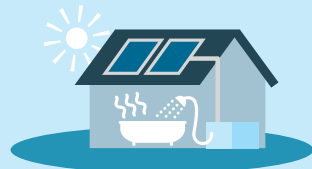
太陽光発電

太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式



太陽熱利用

太陽の熱エネルギーを集熱器に集め、水や特殊な液体等の熱媒体を温めて給湯や暖房等に利用



◎風力エネルギー

風力発電

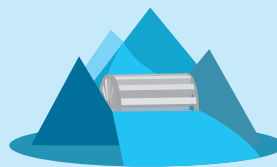
風の力で風車を回し、その回転エネルギーを発電機に伝えて発電



◎水力エネルギー

中小水力発電

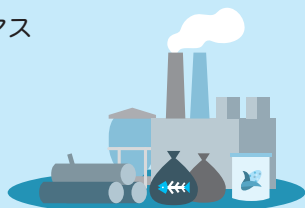
水が持つ位置エネルギーや運動エネルギーを利用して発電



◎バイオマスエネルギー

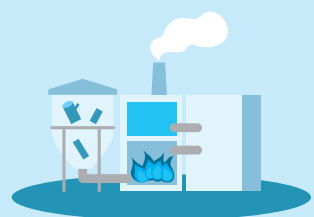
バイオマス発電

動植物などのバイオマス資源を燃焼して発電



バイオマス熱利用

バイオマス資源を直接燃焼し排熱ボイラーから発生する蒸気の熱を利用又はバイオマス資源を発酵させて発生したメタンガスを燃焼して利用



本市の目指す姿

基本目標

再生可能エネルギーの地産地消を通じた
地域内経済循環の創出による持続可能なまちづくり

宮古市再生可能エネルギービジョンの基本目標を実現するため、
5つの基本方針を定め取り組みます！！

基本方針1

多様かつ豊富な地域資源の活用

基本方針2

再生可能エネルギーによる地域経済の活性化と地域課題の解決

基本方針3

災害に強い再生可能エネルギーの創出

基本方針4

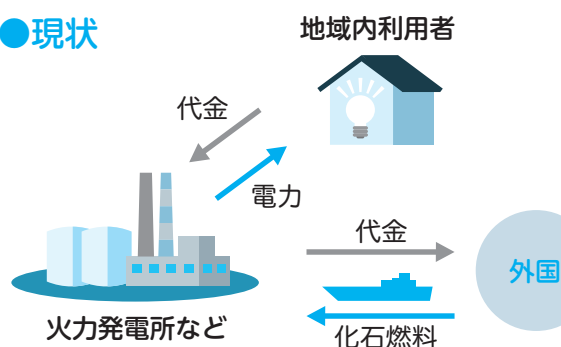
温室効果ガスの削減と省エネルギーの推進

基本方針5

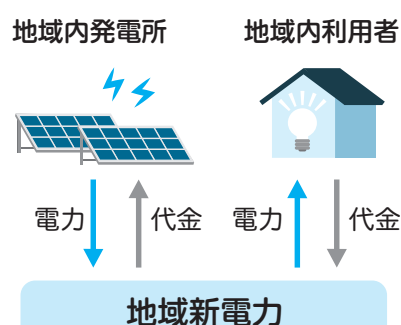
連携、協働による推進と人材育成

地産地消のしくみ

●現状



●将来



目標指標

本ビジョンで掲げる基本目標の達成状況を把握するため、目標指標と概ね
30年後の目標値を設定します。

目標指標	現状値 2015 (H27)	目標値	
		2030 (R12)	2050 (R32)
地域エネルギー供給率	28.6%	50%	100%



※「地域エネルギー供給率」の算定方法＝市内で創出される再生可能エネルギー量／市内で消費されるエネルギー量 × 100

(エネルギーの地産地消)

私たちが使用しているエネルギー源は、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料であり、そのほとんどを海外から輸入しています。

必要とするエネルギーを地域資源活用の再生可能エネルギーで賄うことを目指します。

(地域内経済循環)

エネルギーの地産地消により地域外に流出しているエネルギー代金を地域内に留め、その代金を再生可能エネルギー事業に再投資するなど地域内で資金の循環を生みだします。

この仕組みを構築することで、地域経済の活性化を目指します。

目標達成に向けた取り組み

1 推進計画の策定

本ビジョン及び環境基本計画で定める本市のエネルギー政策と環境政策が調和した新たな再生可能エネルギー政策を推進するため、具体的な取り組みなどを示した推進計画を策定します。

2 市の主体的な事業参画

市は再生可能エネルギー事業に主体的に参画するため、再生可能エネルギー事業を行う民間事業者などに対し出資を行います。

再生可能エネルギー事業による収益を活用し地域課題を解決するため、公共サービスの財源に充てる仕組みや体制などシュタットベルケ方式の確立を目指します。

ドイツのシュタットベルケ

ドイツのシュタットベルケは自治体出資の公社であり、経営は民間企業として電気やガス等のエネルギー事業や上下水道事業、公共交通サービス等を提供しています。また、エネルギー事業などによる一定の収益を活用して地域の課題解決を図っています。



3 支援制度の構築

再生可能エネルギー事業を推進するため基金を造成し、各種支援制度を構築します。

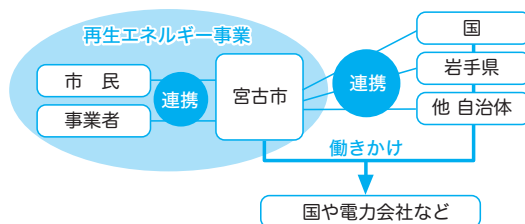
また、民間事業者などが行う再生可能エネルギー事業を促進するため、市民、市内事業者、学識経験者、関係団体等による外部組織を設置します。

4 連携の推進

市民や市内事業者が主体の再生可能エネルギー事業となるよう官民が連携して取り組みます。

再生可能エネルギー事業の推進は、広域での取り組みが必要であることから、国や県、他自治体等と連携し取り組みます。

また、既存電力系統への連系が必要不可欠であることから、系統制約の克服に向け、他自治体と連携して関係機関へ働きかけを行います。



5 再生可能エネルギー導入ガイドラインの設定

本市において再生可能エネルギー事業を導入する場合の基本的な考え方や配慮すべき行動などを定めたガイドラインを設定します。

6 ゾーニング（導入適地）の設定

再生可能エネルギー施設の導入にあたり、再生可能エネルギーの種類ごとに導入の促進地域、規制地域等を設定します。



7 再生可能エネルギー事業の把握

民間事業者などによる再生可能エネルギー事業を把握するため、事前協議制を導入します。

8 情報発信と情報共有

再生可能エネルギーに関する新しい情報を常に収集し、再生可能エネルギーの普及・拡大を図るため、啓発活動や情報発信を行います。

また、市民、事業者、行政による情報の共有を図ります。



各主体の役割

連携・協働による推進

それぞれの役割分担に基づき
ビジョンの実現に向けて取り組んでいきます。

主 体

取り組み

市 民



- ・エネルギーに対する理解を深め、積極的に再生可能エネルギーを導入します。
- ・省エネルギーのライフスタイルの定着に取り組みます。
- ・再生可能エネルギーの利用が地域の持続的な発展に貢献することを理解し、積極的に協力します。
- ・自ら情報の収集に努め、行政や事業者が実施する取り組みに積極的に参加します。

事業者



- ・エネルギーに対する理解を深め、積極的に事業所への再生可能エネルギーや省エネルギー性能の優れた車両や設備等を導入します。
- ・再生可能エネルギーの利用が地域の持続的な発展に貢献することを理解し、脱炭素社会の実現に協力します。
- ・大規模な再生可能エネルギーの導入に際しては、自然環境や景観の保全、地域社会との調和を考慮し、必要な調査を十分に行います。
- ・自らが行う再生可能エネルギーに関する取り組みの発信を行います。

行 政



- ・公共施設への再生可能エネルギー導入を進めます。
- ・公共施設での省エネルギーに取り組みます。
- ・省エネルギー性能に優れた車両の導入を進めます。
- ・市民、市内事業者に対して、再生可能エネルギーを活用したまちづくりに関する取り組みの説明や意見交換を積極的行います。
- ・市民、市内事業者に対して、再生可能エネルギーに関する情報提供や普及啓発を行います。
- ・市民、市内事業者に対して、補助金などによる導入支援を行います。
- ・市内事業者への導入、普及が進むよう事業可能性調査などを行い、産業振興への活用を促していきます。
- ・再生可能エネルギーの関連機関・企業の誘致や支援を進めます。
- ・再生可能エネルギーの導入に際して、自然環境や景観の保全、地域社会との調和を考慮した事業実施を求めています。
- ・国、県等の関係機関に対して再生可能エネルギー導入拡大に向けた課題の解決について働きかけを行います。